

# うるま市保育士等再就職促進支援金

離職している保育士等が保育所等へ再就職することを促進し、人材の確保を図るための支援金です。

100,000円

1. 対象者：保育士、保育教諭、幼稚園教諭（以下「保育士等」）

2. 交付条件：次の①、②、③の条件をすべて満たす者

- ①私立認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園、公立保育所、公立幼稚園（以下「保育所等」）を離職後、1年以上が経過した後、うるま市内の保育所等へ就職した保育士等。又は保育士等の資格取得後、一度も保育所等で勤務経験がないまま1年以上が経過した後、うるま市内の保育所等へ就職した者。
- ②うるま市内の保育所等へ就職した後、保育士等として6ヶ月以上継続して勤務した者。
- ③保育士等として就職してから半年が経過するまでの間、一日6時間以上勤務し、かつ、月20日以上勤務している者。

3. 申請の流れ

- ①うるま市内の保育所等へ就職して、6ヶ月以上勤務する。
- ②保育こども園課へ交付申請書を提出する。
- ③審査後、交付決定・確定通知が送付される。
- ④保育こども園課へ請求書を提出する。
- ⑤保育こども園課より支援金が支払われる。



# うるま市保育士等再就職促進支援金 Q&A

Q1. これまで保育所等以外の職場で働いており、4月から市内の認可保育所で勤務することになったのですが、支援金の対象となりますか？

A1. 直近の1年間以上、保育所等での勤務経験がなく、その後、市内の保育所等へ就職し、6か月以上継続して勤務した方は対象となります。

Q2. これまで認可外保育所で勤務しており、4月から市内の認可保育所で勤務することになったのですが、支援金の対象となりますか？

A2. 認可外保育所での勤務期間は保育所等での勤務期間に含めないため、資格取得後認可外保育所で1年以上勤務した後、市内の保育所等へ就職し、6か月以上継続して勤務した方も対象となります。

Q3. 市外の保育所等で勤務しており、4月から市内の認可保育所で勤務した場合、支援金の対象となりますか？

A3. 対象外となります。潜在保育士の方の再就職促進を目的とした補助のため、直近1年間に保育所等で勤務している方は対象なりません。

Q4. 支援金を受ける為には、いつまでに申請が必要ですか？

A4. 再就職から6ヶ月を経過した日から6ヶ月以内に申請が必要です。



Q5. 申請書以外に必要な提出書類もありますか？

A5. 下記の書類の提出が必要です。

【本人が準備するもの】

- ・保育士等の資格証の写し
- ・雇用契約書の写し ※保育所等の雇用契約書の写しでも可
- ・前職の離職証明書 ※指定の誓約書でも可

【保育所等が準備するもの】

- ・業務従事証明書 ※指定の様式
- ・履歴書の写し

